

板橋区災害見舞金支給要綱

(平成17年11月15日区長決裁)

(平成18年3月27日区長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、火災・暴風・豪雨等の災害により被害を受けた区民（災害時において板橋区内に居住しており、住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法に基づき登録されている者）、国、自治体、他の団体、事業所等に対する見舞金の支給について必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の支給)

第2条 区は、板橋区の区域内において発生した災害（災害救助法の適用を受けるものを除く。）により、次の各号に掲げる被害を受けた者に対して、別表第1から別表第3までに定める額の見舞金を支給する。

(1) 火災による住家・事業所の全焼若しくは半焼又は消火活動による住家・事業所の水損の被害を受けた世帯主又は事業主

(2) 暴風・豪雨・豪雪・崖崩れ・洪水等の異常な自然現象（以下「自然現象災害」という。）による住家・事業所の全壊・流失・埋没・半壊・浸水の被害を受けた世帯主又は事業主

(3) 火災又は自然現象災害により死亡した者の遺族

2 前項各号に掲げる被害以外の災害による被害を受けた区民又は火災若しくは自然現象災害により被害を受けた国、自治体、他の団体等に対して、区長が特に必要があると認めるときは、そのつど区長が定める額の見舞金を支給することができるものとする。

(災害発生の報告)

第3条 地域センター所長は、所管区域内に災害が発生したときは、その災害状況を速やかに危機管理部防災危機管理課長に報告しなければならない。

(支給事務)

第4条 見舞金の支給事務は、防災危機管理課が行うものとする。

(適用除外)

第5条 この要綱は、当該災害が被害を受けた者の故意又は重大な過失により発生したものであるときは適用しない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、危機管理長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成17年11月15日から施行する。

2 東京都板橋区災害見舞金支給要綱（平成17年3月31日区長決裁）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表第1 (第2条関係)

「火災又は消火活動による被害が生じた場合の見舞金額」

被害の程度	全 焼	半 焼	水 損
支給対象			
住家(単身世帯)	20,000円	15,000円	10,000円
住家(複数世帯)	35,000円	25,000円	15,000円
事業所	15,000円	10,000円	10,000円

備考

- 1 この表は、第2条第1項第1号に該当する場合に適用する。
- 2 この表の適用に際し、支給事由が重複する場合には、金額の高い見舞金のみを支給する。
- 3 「全焼」とは、建物が焼損した場合で、その焼失程度が延べ床面積の70%以上に達した場合又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できない状況に至った場合をいう。
- 4 「半焼」とは、建物の焼損部分が延べ床面積の20%以上70%未満の場合をいう。
- 5 「水損」とは、火災による消火作業で家財の水濡れが特に激しく、損害が著しい場合をいう。
- 6 「住家」とは、現に人が居住のために常時使用している建物をいう。
- 7 「世帯」とは、同一生計関係にある実際の生活単位をいう。
- 8 「単身世帯」とは、1人で構成される世帯をいう。
- 9 「複数世帯」とは、2人以上で構成される世帯をいう。
- 10 「事業所」とは、店舗・事務所等をいう。

別表第2 (第2条関係)

「自然現象災害による被害が生じた場合の見舞金額」

被害の程度	全壊・流失・ 埋没	半 壊	床上浸水	床下浸水
支給対象				
住家(単身世帯)	20,000円	15,000円	15,000円	5,000円
住家(複数世帯)	35,000円	25,000円	25,000円	
事業所	15,000円	10,000円	10,000円	

備考

- 1 この表は、第2条第1項第2号に該当する場合に適用する。
- 2 この表の適用に際し、支給事由が重複する場合には、金額の高い見舞金のみを支給する。

- 3 「全壊」とは、建物が倒壊した場合で、その損壊程度が延べ床面積の70%以上に達した場合又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できない状況に至った場合をいう。
- 4 「半壊」とは、建物の損壊部分が延べ床面積の20%以上70%未満の場合をいう。
- 5 「床上浸水」とは、浸水がその建物の床上に達したものをいう。
- 6 「床下浸水」とは、建物の浸水が床上浸水に達しない程度のもの及び家財等（半地下倉庫等含む）への被害が認められたものをいう。
ただし、半地下駐車場・車のみ被害の場合は支給しない。
- 7 「世帯」、「住家」及び「事業所」の意義は、それぞれ別表第1の備考に定めるところによる。

別表第3 （第2条関係）

「火災又は自然現象災害により死亡した場合の見舞金額」

単 位	見 舞 金 額
一人につき	50,000円

備考

- 1 この表は、第2条第1項第3号に該当する場合に適用する。
- 2 この表による見舞金は、別表第1又は別表第2による見舞金と併給することができる。